

ホーム	金融庁について	報道・広報	政策・審議会	法令・指針等	金融機関情報	国際関係情報	アクセス F S A (広報誌)
	▼	▼	▼	▼	▼	▼	

[ホーム](#) > [報道発表資料](#) > [報道発表資料（令和8年7月～令和9年6月）](#) > 「監査基準の改訂について（公開草案）」の公表について

ポスト

令和8年10月16日
企業会計審議会監査部会

「監査基準の改訂について（公開草案）」の公表について

企業会計審議会監査部会（部会長 堀江 正之 日本大学商学部特任教授）は、「監査基準の改訂について（公開草案）」をとりまとめましたので、公表します。

近時の企業破綻や不祥事等を背景とした「継続企業の前提」（企業が将来にわたって事業活動を継続するとの前提）に対する関心の高まりを受け、継続企業の前提に係る国際監査基準が改訂され、経営者による評価に対する監査人の検討手続の拡充等とともに、継続企業の前提の評価期間の見直しや、監査の透明性向上に向けた監査報告書の記載事項の改正が行われています。

また、国内外において、様々な重要な虚偽の表示の原因となる不正（以下単に「不正」という。）が発生したことを受け、利害関係者から不正に対する監査人の役割及び責任について疑問が呈され、各国において独自の対応が進められてきました。我が国においても、不正会計事案が相次いだことを踏まえ、当部会の審議において、様々な意見が聞かれたところです。

こうしたことから、継続企業の前提については、国際監査基準との整合性を確保しつつ、継続企業の前提についてより適切な対応を監査人に求めるとともに、継続企業の前提に関する説明及び情報提供の一層の充実を図ることが必要であることと、また、不正については、国際監査基準と我が国の監査基準及び不正リスク対応基準との整合性を確認するとともに、我が国の監査基準等が近時の不正会計事案の特質等に照らしても監査人に適切な対応を求めるものとなっているかについて検討することとし、このたび、「監査基準の改訂について（公開草案）」をとりまとめましたので、これを公表し、広く一般に意見募集を行うこととします。

具体的な内容については [（別紙1）](#)、[（別紙2）](#) を御参照ください。

この案について御意見がありましたら、**令和8年11月16日（月曜）17時00分（必着）**までに、氏名（法人その他の団体にあっては名称）、職業（法人その他の団体にあっては業種）、連絡先（住所、電話番号又は電子メールアドレス）及び理由を付記の上、郵便により下記送付先にお寄せください。電話による御意見は御遠慮願います。

インターネットによる御意見は、下記e-Gov ウェブサイトに、お寄せください。

御意見をお寄せいただいた方の氏名（法人その他の団体にあっては名称）については、開示の請求等があった場合には、御意見の内容とともに開示させていただきますので、御承知おきください。開示の際に匿名を希望される場合は、御意見の冒頭にその旨を明確に御記載ください。なお、開示に当たっては、御意見の内容に、（１）個人に関する情報であって特定の個人が識別され得る記述がある場合、又は（２）法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を侵害するおそれのある記述がある場合、には当該箇所を伏せさせていただくことがあります。

御意見に付記された電話番号等の個人情報は、御意見の内容に不明な点があった際に連絡・確認をさせていただく場合や御意見がどのような立場からのものかを確認させていただく場合に利用します。

なお、御意見に対しての個別の回答はいたしませんので、あらかじめ御了承ください。

[インターネットによる御意見はここをクリックしてください。（e-Gov ヘルプ）](#) 

御意見の送付先

金融庁企画市場局企業開示課
郵便：〒100-8967

相談・手続・採用情報

▶ 各種窓口のご案内

▶ 金融サービス利用者相談室

▶ 金融行政モニター

▶ 情報公開等

▶ パブリックコメント

▶ 申請・届出・照会

▶ オンライン行政手続

▶ 入札公告等

▶ 採用情報

金融庁の行政相談においては、[「業務の範囲や程度を明らかに超える苦情相談」への対応](#)について方針を定めています。

📶 新着情報配信サービス

🔍 金融事業者一括検索機能

💬 金融庁チャットボット (よくある質問)

▶ 金融庁ソーシャルメディア アカウント

▶ 関連リンク

金融庁金融研究センター

証券取引等監視委員会

公認会計士・監査審査会

- (別紙 1)  [監査基準の改訂について（公開草案）（271KB）](#)
- (別紙 2)  [監査基準（抄）新旧対照表（184KB）](#)

問合せ先

▶ 電話受付

受付時間：平日10時00分～17時00分

電話番号：0570-016811（IP電話からは03-5251-6811）

▶ ウェブサイト受付

（注）金融行政等に関する一般的なご質問等は金融サービス利用者相談室で承ります。

所管

企画市場局企業開示課（庁内用3655、5433）

サイトマップ

▶ 金融庁について

- ▶ 組織
 - ▶ 大臣・副大臣・政務官
 - ▶ 金融庁の概要
 - ▶ 金融庁の改革
 - ▶ 所管の法人
 - ▶ 予算・決算
 - ▶ 政策評価
 - ▶ 採用情報

▶ 報道・広報

- ▶ 報道対応
 - ▶ 報道発表資料
 - ▶ 記者会見
 - ▶ 大臣談話等
- ▶ 広報活動
 - ▶ アクセス F S A（広報誌）
 - ▶ 白書・年次報告
 - ▶ 職員による講演等
 - ▶ 職員による寄稿等 
 - ▶ 利用者の方へ
 - ▶ 注意喚起情報
 - ▶ 業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点
 - ▶ よく閲覧されているページ

▶ 政策・審議会

- ▶ 基本方針等
 - ▶ 金融行政方針
 - ▶ 政府方針における金融庁関連の施策
- ▶ 政策テーマ・施策
 - ▶ 政策テーマ等一覧（金融行政方針との関連）
 - ▶ 政策テーマ等一覧（全体）
- ▶ 審議会・研究会等
 - ▶ 審議会・研究会等一覧
- ▶ 研究・調査
 - ▶ 金融研究センター 

▶ 法令・指針等

- ▶ 所管法令等
 - ▶ 検査・監督の基本方針等
 - ▶ 基本方針・ディスカッションペーパー一覧
- ▶ 監督指針・事務ガイドライン
 - ▶ 監督指針一覧
 - ▶ 事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）一覧
- ▶ 告示・ガイドライン・Q & A 等
 - ▶ 告示・ガイドライン・Q & A・法令解釈事例集一覧
- ▶ 金融上の行政処分等

▶ 金融機関情報

- ▶ 全金融機関共通
 - ▶ 預金取扱金融機関（銀行等）関連
- ▶ 保険会社関連
- ▶ 金融商品取引業者等関連
- ▶ 金融会社関連

▶ 国際関係情報

- ▶ 国際関係の取組み
 - ▶ 国際金融センター 
 - ▶ 金融庁グローバル金融連携センター（GLOPAC）
 - ▶ 監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）事務局への活動支援
- ▶ 国際基準設定主体等の公表資料等
 - ▶ 金融安定理事会（FSB）
 - ▶ バーゼル銀行監督委員会（BCBS）
 - ▶ 保険監督者国際機構（IAIS）
 - ▶ 証券監督者国際機構（IOSCO）
 - ▶ 金融活動作業部会（FATF）
 - ▶ その他

▶ アクセス F S A（広報誌）

